



担 福島労働局労働基準部監督課
 当 監督課長 樋口 雄一
 監察監督官 伊藤 達夫
 電話 024 (536) 4602

除染事業者に対する監督指導結果

(平成26年7月～12月分)

福島労働局(局長 引地 睦夫)管下の労働基準監督署においては、除染等業務に従事する労働者の労働条件や安全衛生の確保を図るため、除染事業者に対し、重点的な監督指導を実施しています。

今般、平成26年7月から12月までの間に実施した監督指導の結果を取りまとめたので公表します。

併せて、平成26年1年間の結果も取りまとめたので公表します。

【平成26年7月～12月】	
○ 監督実施事業者数	839事業者
うち労働基準関係法令違反があった事業者	588事業者(違反率70.1%)
○ 違反の件数	1,362件
労働条件関係	738件
(割増賃金の支払、労働時間、労働条件の明示など)	
安全衛生関係	624件
(事前調査、線量の測定、保護具の使用など)	
【平成26年1月～12月】	
○ 監督実施事業者数	1,152事業者
うち労働基準関係法令違反があった事業者	774事業者(違反率67.2%、前年比0.5%削減)
○ 違反の件数	1,697件
労働条件関係	898件
(割増賃金の支払、労働時間、労働条件の明示など)	
安全衛生関係	799件
(事前調査、線量の測定、保護具の使用など)	
※ 発注機関別の状況	
・除染特別地域(国発注)	
監督実施事業者	580
うち違反のあった事業者	302(違反率52.1%)
・汚染状況重点調査地域(市町村発注)	
監督実施事業者	552
うち違反のあった事業者	466(違反率84.4%)

福島労働局では、引き続き、除染事業者に対する監督指導を実施するほか、発注機関に対し、法令の周知を徹底するための要請を再度行うなどにより、適正な線量管理など関係法令の遵守徹底を図り、除染等作業に従事する労働者の安全と健康、法定労働条件の確保に取り組みます。

表 1 監督指導実施状況

項目	期間	26年	
		25年	7月～12月
監督実施事業者数		1,047	839
違反事業者数		709	588
違反率(%)		67.7%	70.1%
違反件数		1,784	1,362
	うち労働条件関係	1,210	738
	うち安全衛生関係	574	624

表 2 主な違反内容

(1) 労働基準法違反

条文	項目	期間	26年	
			25年	7月～12月
第15条	労働条件の明示		201	101
第24条 (主な内訳)	定期賃金の支払 ※		133	70
	・労使協定の締結なく、親睦会費や療費・食費等を賃金から控除していたもの		68	45
	・内部被ばく測定に要した時間に対する賃金を支払っていないもの		8	2
	・特別教育受講に要した時間に対する賃金を支払っていないもの		21	14
	・特殊健康診断に要した時間に対する賃金を支払っていないもの		27	15
第26条	休業手当の支払		8	29
第32条	労働時間		174	128
第37条	割増賃金の支払		266	179
第107条	労働者名簿の作成		121	47
第108条	賃金台帳の作成		213	93

※ 「主な内訳」の各項目にそれぞれ違反がある場合は重複計上しており、また「主な内訳」以外にも違反の態様があるため、「定期賃金の支払」の件数と「主な内訳」の件数の合計は一致しない。

(2) 労働安全衛生法・除染電離則違反

条文(安衛法)	条文(除染電離則)	項目	期間	26年	
				25年	7月～12月
第22条	第5条	線量の測定		31	72
	第7条	事前調査		64	110
	第9条	作業の指揮者		8	3
	第14条	退出者の汚染検査		22	11
	第15条	持ち出し品の汚染検査		5	9
	第16条	保護具の使用		44	27
第59条	第19条	特別教育の実施		35	5
第66条	第20条	特殊健康診断の実施		23	23